右の者に対する当庁昭和二八年(あ)第一五三二号不法監禁、昭和二五年政令第三二五号違反被告事件について、昭和三〇年七月二〇日当裁判所が宣告した判決に対し、申立人から別紙のとおり訂正の申立があつたが、右申立は理由がないので、刑訴法四一七条一項により、裁判官全員一致の意見で次のとおり決定する。

主 文

本件申立を棄却する。

昭和三〇年九月一二日

最高裁判所大法廷

裁判長裁判官	田	中	耕	太	郎
裁判官	栗	山			茂
裁判官	真	野			毅
裁判官	/]\	谷	勝		重
裁判官	島				保
裁判官	斎	藤	悠		輔
裁判官	藤	田	八		郎
裁判官	岩	松	Ξ		郎
裁判官	河	村	又		介
裁判官	谷	村	唯	_	郎
裁判官	/]\	林	俊		Ξ
裁判官	本	村	善	太	郎
裁判官	入	江	俊		郎